

新型コロナウイルス感染拡大予防対策 マニュアル

令和2年5月

大阪府計量検定所

目 次

1.はじめに	P.1
2.各業務に共通する基本的事項	
2-1.人と人との距離等：3密(密閉、密集、密接)の回避	P.1
2-2.症状のある方の来所制限	P.1
2-3.消毒等	P.1
2-4.トイレ(※感染リスクが比較的高いと考慮されるため留意する)	P.1
2-5.打ち合わせスペース及び会議室 (※感染リスクが比較的高いと考慮されるため留意する)	P.1
2-6.ごみの廃棄	P.1
2-7.清掃・消毒	P.1
3.検定・検査業務における措置	P.2
4.期 間	P.3
5.その他	P.3

1. はじめに

計量検定所においては、検定・検査業務の内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、職員や来所者等の動線や接触等を考慮した対策を実施する

2. 各業務に共通する基本的事項

2-1. 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ・ 人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最小1m））を確保する。
- ・ また、対人距離が確保できない場合は、来所制限等を実施する。
- ・ 感染防止のための来所者の整理（密にならないように対応）
- ・ マスクの着用（職員及び来所者に対する周知）
- ・ 施設の換気
- ・ 所内に「大阪コロナ追跡システム」のQRコードを掲示するとともに、来所者に対し、QRコードへの入力要請を行う（別紙参照）

2-2. 症状のある方の来所制限

- ・ 来所時に検温等を実施し、発熱や咳・咽頭痛などの症状が認められる場合は来所を制限する。
- ・ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は来所しないようにホームページや所内掲示により呼びかける。

2-3. 消毒等

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）の設置
- ・ 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・ 手が触れるようなものは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・ 人と人が対面する場所は、透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻りに触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

2-4. トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・ 便器内は通常の清掃を行う。
- ・ 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

2-5. 打ち合わせスペース及び会議室（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・ 人数を減らし、対面で会話をしないようにする。
- ・ 打ち合わせスペース及び会議室は、常時換気する。
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・ 職員が使用する際は、入退室の前後に手洗い又は手指消毒をする。

2-6. ごみの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

2-7. 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒する。
- 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行う。

3. 検定・検査業務における措置

○ 感染防止のための協力とお願い

感染防止のため、検定検査実施先の事業所等が実施している対策に協力するとともに、受検者には、検定所の感染防止対策への協力依頼する。

○ 職員は、出勤前、出張前に検温する。

○ マスクの着用と消毒

職員はマスクを着用し、小分けした消毒液を携帯して作業の前後に手指の消毒を行う。

○ 間隔（できるだけ2mを目安に（最小1m））を空ける（床に印をつける等）

○ 職員と来所者の間にビニールカーテン等を設けて遮蔽する

○ 適切な換気を行う

○ 検定・検査実施の取扱い

職員及び検定検査実施関係者に発熱、及び咳、咽頭痛などの症状がある場合は、当該職員等は自宅待機し、当該責任者に報告をする。

責任者は実施の可否について確認を行い、必要により関係機関及び受検者等へ連絡する。

(1) 検定業務

① タクシーメーター装置検査

- 原則として受検車両運転手の検温を実施する。
- 職員、作業員はフェイスシールド等により飛沫感染を予防する。
- 検査車両1台終了ごとに職員・作業員は手指消毒を行う。

② 出張検定(燃料油メーター等)

- 検定作業前後に手指消毒を行う。
- 検定時にビニール手袋を着用する。

③ 持込検定

- 持込み担当者の検温を行う。
- 持込み72時間経過後に検定を実施する。

(2) 検査業務

○ 検査実施のため計量器等に触れる場合はアルコール等で計量器の消毒を行う。

① 定期検査及び一般計量証明検査

- 検査会場に手指消毒用アルコール等を設置する。
- 検査会場に感染拡大予防措置について掲示を行う。
- お知らせハガキに感染拡大予防措置について記載を行う。
- 原則として検査会場への来場者の検温を実施する。
- 大阪コロナ追跡システムの利用。府のホームページからQRコードを取得し、印刷したものを会場に掲示し、受検者に登録を促す。
- 受付前に間隔をあけるための印を行う。
- 受付には、ビニールシート等を設けて遮蔽する。
- 受検者の申請手数料などの受け渡しは、トレーなどを使うようにし、直接の受け渡しは行わない。
- 検査で使用する車両内においてもマスクを着用し、窓を開けるなど密閉状態にならないようにする。

② 環境計量証明検査

- 計量器の受け渡し場所を定め、受検者に器物を搬入してもらい、受検者が待合場所に移動してから器物の確認を行う。

4. 期間

検定・検査業務再開から当分の間

5. その他

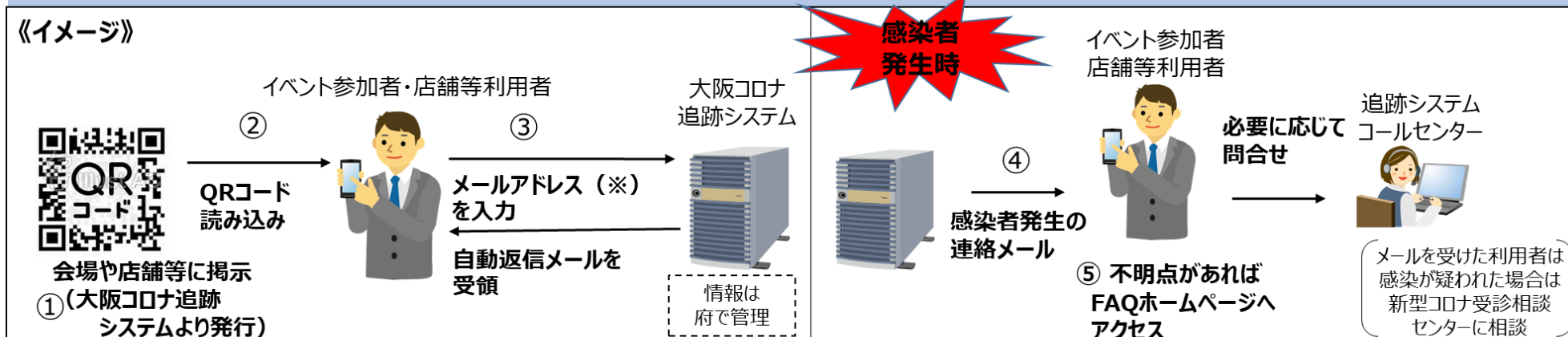
- ① 本マニュアルを計量検定所ホームページに公表し、対策を実施してまいりますのでご理解ご協力をお願いいたします。
- ② 今後の新型コロナウイルスの感染と検定検査業務の状況に応じ、適宜、本マニュアルを見直します。

※参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- エアロゾル（空気中に漂う微粒子）中では3時間以上
- 銅の表面では4時間まで
- 厚紙（段ボール）の表面では24時間後まで
- ステンレススチール表面では48時間後まで
- プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

大阪コロナ追跡システム

自粛・休業要請を解除した後、**不特定多数**の人が集まるイベントや店舗・集客施設等において感染者が発生した時に備え、**QRコード**を活用して、大阪府が**イベント参加者や店舗等利用者の連絡先を把握し**、感染者発生時に**迅速に連絡を行うこと**によって、**感染拡大を防ぐためのシステムを構築する**。



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

※ 名前、住所、電話番号、行動履歴(GPS位置情報等)等は取得しない。
メールアドレスは、コロナ感染収束後にはシステムから削除される。

- ① イベント主催者・店舗等は、大阪府のHPからQRコードを取得し、印刷して会場・店舗等の入り口等に掲示。
- ② イベント参加者・店舗等利用者は、会場・店舗等でQRコードを読み込む。
- ③ 大阪コロナ追跡システムにアクセスして、メールアドレスを登録する。すぐに登録確認メールが自動返信される。
- ④ 感染者から登録アドレスの提供を受け、QRコードを読み込んだ会場・店舗等の登録アドレスにメールにて一斉に通知する。
- ⑤ 不明点がある場合は、通知メールに記載のFAQホームページへアクセスする。